

大町市景観計画検討委員会について

(1) 委員会の趣旨・目的

大町市景観計画検討委員会（以下「本委員会」という。）は、本市における良好な景観づくりのあり方を考え、景観法に基づいて策定する大町市景観計画（仮称）（以下「本計画」という。）に定める内容について、幅広い観点から検討いただくことを目的としています。

(2) 委員会の開催スケジュール

本計画は、令和8年4月からの運用開始を念頭に、令和6年12月頃までに景観計画案の策定を目指しています。これに向け、本委員会は計6回開催する予定で、おおむね以下のスケジュールで進めていく予定です。

	委員会	住民等
令和5年 10月	第1回委員会 ○委員会及び景観計画について ○景観の魅力と課題 (11/1)	
11月		
12月		住民懇談会① (4地区) ※ワークショップ形式
令和6年 1月	第2回委員会 ○住民懇談会の結果報告 ○現状・課題、方向性の整理	
2月		
3月		市民アンケート
4月	第3回委員会 ○アンケート結果報告 ○景観計画（骨子）の検討 ○目標、方針の検討	
5月		
6月	第4回委員会 ○景観計画（素々案）の検討 ○目標、方針の設定 ○具体的な施策の検討	
7月		
8月		住民懇談会② (4地区)
9月	第5回委員会 ○住民懇談会の結果報告 ○景観計画（素案）の検討	
10月		
11月		パブリックコメント (1か月程度)
12月	第6回委員会 ○パブリックコメントの結果報告 ○景観計画（案）の確定	

注 1) 検討の進捗状況等により、委員会の開催時期、回数、検討内容が変更になる場合もあります。

注 2) 計画案策定後は、本計画を運用するための条例等の作成と県からの権限移行の手続きに入ります。